

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和7年3月24日(2025.3.24)

【公開番号】特開2024-164167(P2024-164167A)

【公開日】令和6年11月26日(2024.11.26)

【年通号数】公開公報(特許)2024-221

【出願番号】特願2024-142687(P2024-142687)

【国際特許分類】

A 61K 31/64 (2006.01)

10

A 61K 31/7004 (2006.01)

A 61P 1/16 (2006.01)

A 61P 7/10 (2006.01)

A 61P 9/00 (2006.01)

A 61P 9/10 (2006.01)

A 61P 17/02 (2006.01)

A 61P 25/00 (2006.01)

A 61P 43/00 (2006.01)

【F I】

A 61K 31/64

20

A 61K 31/7004

A 61P 1/16

A 61P 7/10

A 61P 9/00

A 61P 9/10

A 61P 17/02

A 61P 25/00

A 61P 43/00 111

【手続補正書】

30

【提出日】令和7年3月13日(2025.3.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

大脳半球梗塞の後の被験体における後期神経学的増悪または死亡率を低減するための薬学的組成物であって、

前記被験体が、100cc超えの脳病変体積を有し、前記薬学的組成物がスルホニル尿素を含み、

前記薬学的組成物が、前記被験体が前記大脳半球梗塞を経験した後に前記被験体に投与され、後期神経学的増悪または死亡率を低減する、薬学的組成物。

【請求項2】

請求項1に記載の薬学的組成物であって、

(i) 1回以上の第1の連続注入で処置された患者における後期神経学的増悪または死亡の発生に基づいて集団に対して決定すると、前記1回以上の第1の連続注入で処置されていない類似の集団と比較して、前記後期神経学的増悪または死亡率が低減するか；

(ii) 前記スルホニル尿素の投与が減圧開頭術と組み合わされるか；あるいは

40

50

(i i i) 前記スルホニル尿素の投与が、前記被験体が減圧開頭術を受ける必要性をなくすのに十分に、前記被験体における脳の正中線偏位および脳浮腫を低減する、薬学的組成物。

【請求項 3】

1回以上の第1の連続注入のための前記スルホニル尿素の第1の治療用量と、前記スルホニル尿素の1回以上の第2の連続注入のための前記スルホニル尿素の第2の治療用量とを含む、請求項1または請求項2に記載の薬学的組成物であって、前記第1の治療用量および前記第2の治療用量が、前記スルホニル尿素の前記第1の治療用量の開始後少なくとも72時間にわたり累積的に続く、薬学的組成物。

10

前記スルホニル尿素の前記第1の治療用量の第1の投与は、前記被験体が前記大脳半球梗塞を経験した後の1時間以内に開始される、請求項1または請求項2に記載の薬学的組成物。

【請求項 4】

前記スルホニル尿素の前記第1の治療用量の第1の投与は、前記被験体が前記大脳半球梗塞を経験した後の4.5時間以内に開始される、請求項1または請求項2に記載の薬学的組成物。

20

【請求項 5】

前記スルホニル尿素の前記第1の治療用量の第1の投与は、前記被験体が前記大脳半球梗塞を経験した後の8時間経過より前に開始される、請求項1または請求項2に記載の薬学的組成物。

20

【請求項 6】

前記スルホニル尿素の前記第1の治療用量の第1の投与は、前記被験体が前記大脳半球梗塞を経験した後の8時間経過より前に開始される、請求項1または請求項2に記載の薬学的組成物。

20

【請求項 7】

前記第1の治療用量および前記第2の治療用量が、前記スルホニル尿素の前記第1の治療用量の開始後少なくとも96時間にわたり累積的に続く、請求項3に記載の薬学的組成物。

30

【請求項 8】

前記第1の治療用量および前記第2の治療用量が、前記スルホニル尿素の前記第1の治療

用量の開始後少なくとも120時間にわたり累積的に続く、請求項3に記載の薬学的組成物。

30

【請求項 9】

1回以上の第1の連続注入が、ボーラス用量投与の後に開始される、請求項3に記載の薬学的組成物。

40

【請求項 10】

前記1回以上の第1の連続注入が2回またはそれよりも多い連続注入投薬量を含み、前記第1の治療用量が前記第2の治療用量よりも多い、請求項3に記載の薬学的組成物。

【請求項 11】

前記スルホニル尿素が、前記被験体が前記大脳半球梗塞を経験した後に前記被験体に投与され、前記被験体が、減圧開頭手術を受ける前、受ける間、または受けた後である、請求項1または請求項2に記載の薬学的組成物。

【請求項 12】

前記スルホニル尿素が、前記被験体の血中グルコースレベルを測定した後または測定する間に前記被験体に投与される、請求項1または請求項2に記載の薬学的組成物。

【請求項 13】

前記スルホニル尿素が、前記被験体において120mg/dLもしくは100mg/dLまたはそれ未満の血中グルコースレベルを検出した後または検出する間に前記被験体に投与され、デキストロース溶液が前記被験体に投与される、請求項12に記載の薬学的組成物。

【請求項 14】

前記スルホニル尿素が、前記被験体において80mg/dL超から100mg/dLの血中グルコースレベルを検出した後または検出する間に前記被験体に投与され、3重量%か

50

ら 8 重量 % のデキストロース溶液が前記被験体に 5 0 c c / 時間から 1 2 0 c c / 時間で投与される、請求項 1 2 に記載の薬学的組成物。

【請求項 1 5】

前記スルホニル尿素が、前記被験体において 5 5 m g / d L から 8 0 m g / d L の血中グルコースレベルを検出した後または検出する間に前記被験体に投与され、8 重量 % から 1 2 重量 % のデキストロース溶液が前記被験体に 5 0 c c / 時間から 1 2 0 c c / 時間で投与される、請求項 1 2 に記載の薬学的組成物。

【請求項 1 6】

前記スルホニル尿素が、前記被験体において 5 5 m g / d L 未満の血中グルコースレベルを検出した後または検出する間に前記被験体に投与され、8 重量 % から 1 2 重量 % のデキストロース溶液が前記被験体に 5 0 c c / 時間から 1 2 0 c c / 時間で投与される、請求項 1 2 に記載の薬学的組成物。 10

20

30

40

50